

(別紙)通所介護サービス 料金表

令和5年4月より適用
東電さわやかデイサービス中山

通常規模型通所介護費

地域区分別1単位の単価(4級地):10.54円

	基本サービス内容	介護度	単位数	費用額(円)	利用者負担額(円)		
				(10割)	1割	2割	3割
□	1利用当たり サービス提供時間 8時間以上 9時間未満	要介護1	666単位	7,019円	702円	1,404円	2,106円
		要介護2	787単位	8,294円	830円	1,659円	2,489円
		要介護3	911単位	9,601円	961円	1,921円	2,881円
		要介護4	1,036単位	10,919円	1,092円	2,184円	3,276円
		要介護5	1,162単位	12,247円	1,225円	2,450円	3,675円
□	1利用当たり サービス提供時間 7時間以上 8時間未満	要介護1	655単位	6,903円	691円	1,381円	2,071円
		要介護2	773単位	8,147円	815円	1,630円	2,445円
		要介護3	896単位	9,443円	945円	1,889円	2,833円
		要介護4	1,018単位	10,729円	1,073円	2,146円	3,219円
		要介護5	1,142単位	12,036円	1,204円	2,408円	3,611円
□	1利用当たり サービス提供時間 6時間以上 7時間未満	要介護1	581単位	6,123円	613円	1,225円	1,837円
		要介護2	686単位	7,230円	723円	1,446円	2,169円
		要介護3	792単位	8,347円	835円	1,670円	2,505円
		要介護4	897単位	9,454円	946円	1,891円	2,837円
		要介護5	1,003単位	10,571円	1,058円	2,115円	3,172円
□	1利用当たり サービス提供時間 5時間以上 6時間未満	要介護1	567単位	5,976円	598円	1,196円	1,793円
		要介護2	670単位	7,061円	707円	1,413円	2,119円
		要介護3	773単位	8,147円	815円	1,630円	2,445円
		要介護4	876単位	9,233円	924円	1,847円	2,770円
		要介護5	979単位	10,318円	1,032円	2,064円	3,096円
□	1利用当たり サービス提供時間 4時間以上 5時間未満	要介護1	386単位	4,068円	407円	814円	1,221円
		要介護2	442単位	4,658円	466円	932円	1,398円
		要介護3	500単位	5,270円	527円	1,054円	1,581円
		要介護4	557単位	5,870円	587円	1,174円	1,761円
		要介護5	614単位	6,471円	648円	1,295円	1,942円
□	1利用当たり サービス提供時間 3時間以上 4時間未満	要介護1	368単位	3,878円	388円	776円	1,164円
		要介護2	421単位	4,437円	444円	888円	1,332円
		要介護3	477単位	5,027円	503円	1,006円	1,509円
		要介護4	530単位	5,586円	559円	1,118円	1,676円
		要介護5	585単位	6,165円	617円	1,233円	1,850円

※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合 +3/100

※ 2時間以上3時間未満の場合…4時間以上5時間未満の単数の 70/100

※ 8時間以上9時間未満の前後に日常生活上の世話を行う場合…1時間ごと+50単位。最大14時間まで

※ 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合…70/100

	1利用当たり<加算・減算>	単位数	費用額(円)	利用者負担額(円)				
			(10割)	1割	2割	3割		
<input checked="" type="checkbox"/>	入浴介助加算	I	40単位/日	421円	43円	85円	127円	
<input type="checkbox"/>		II	55単位/日	579円	58円	116円	174円	
<input type="checkbox"/>	中重度者ケア体制加算		45単位/日	474円	48円	95円	143円	
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算		200単位/月	2,108円	211円	422円	633円	
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (II:個別機能訓練加算を取得している場合)	I	100単位/月	1,054円	106円	211円	317円	
<input type="checkbox"/>		II	200単位/月	2,108円	211円	422円	633円	
<input type="checkbox"/>			100単位/月	1,054円	106円	211円	317円	
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算	Iイ	56単位/日	590円	59円	118円	177円	
<input type="checkbox"/>		Iロ	85単位/日	895円	90円	179円	269円	
<input type="checkbox"/>		II	20単位/日	210円	21円	42円	63円	
<input type="checkbox"/>	ADL維持等加算	I	30単位/月	316円	32円	64円	95円	
<input type="checkbox"/>		II	60単位/月	632円	64円	127円	190円	
<input type="checkbox"/>	認知症加算		60単位/日	632円	64円	127円	190円	
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算		60単位/日	632円	64円	127円	190円	
<input type="checkbox"/>	栄養アセスメント加算		50単位/月	527円	53円	106円	159円	
<input type="checkbox"/>	栄養改善加算		200単位/回	2,108円	211円	422円	633円	
<input type="checkbox"/>	口腔・栄養 スクリーニング加算	I	20単位/回	210円	21円	42円	63円	
<input type="checkbox"/>		II	5単位/回	52円	6円	11円	16円	
<input type="checkbox"/>	口腔機能向上加算	I	150単位/回	1,581円	159円	317円	475円	
<input type="checkbox"/>		II	160単位/回	1,686円	169円	338円	506円	
<input checked="" type="checkbox"/>	科学的介護推進体制加算		40単位/月	421円	43円	85円	127円	
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制 強化加算	I	22単位/回	231円	24円	47円	70円	
<input checked="" type="checkbox"/>		II	18単位/回	189円	19円	38円	57円	
<input type="checkbox"/>		III	6単位/回	63円	7円	13円	19円	
<input type="checkbox"/>	同一建物減算	事業所と同一敷地に居住する建物の場合 又は同一建物から利用する場合					-94単位/日	
<input checked="" type="checkbox"/>	送迎減算(片道につき)						-47単位	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算(I)						5.9%増/月	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月につき (利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					1.2%増/月	
<input type="checkbox"/>	介護職員等ベースアップ等支援加算						1.1%増/月	

※処遇改善加算・ベースアップ加算:介護職員全般の処遇改善のために設定されたもの

特定処遇改善加算:技能・経験を持ったリーダー級の職員の処遇改善のために設定されたもの

*介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用総額より介護保険給付額を差し引いた金額がお客さま負担となります(「公費が適用されているご利用者様」及び「介護保険料の滞納等があるご利用者様」は、この限りではありません)。

*食事代 1食あたり 795円

*食事代キャンセル料 795円

*その他の料金 上記の他、おむつ代、レクリエーション等にかかる使用料は自己負担となります。

*金額は、介護保険の端数処理の関係で、実際の料金と若干の誤差が生じる事があります。

毎月、介護支援専門員から提供される利用票等をご確認下さい。

※区分支給限度基準額の計算について

- ・同一建物減算が対象となる場合は、減算前の単位数を用います。
- ・大規模型通所介護費の場合は、通常規模型通所介護費の単位数を用います。
- ・サービス提供体制強化加算は、算定対象からは除外されます。
- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算
および介護職員等ベースアップ等支援加算は、算定対象からは除外されます。